



教育委員会からのお知らせ

令和5年以降の「成人」を祝う式典の実施について

民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）により、令和4年（2022年）4月1日から民法に定める成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

東秩父村および東秩父村教育委員会が主催する成人式をより良い行事として実施するため、民法改正後の対象年齢等について、令和4年度に18歳、19歳に達する東秩父中学校卒業生にアンケートを実施しました。アンケートを参考に検討した結果、下記の通り決定いたしました。

○これまで通り、式典開催年度に満20歳に達する方を対象とする。

○式典の名称については、令和5年の式典の開催に支障のない時期に決定する。

※アンケート項目および結果については、ホームページに掲載しております。

問合せ 教育委員会事務局 ☎82-1230

就学援助制度について —ご相談ください—

東秩父村では、小・中学校に通学する子どもたちが学校で安心して学習できるよう、保護者の方に学用品や修学旅行費などの教育費の一部を援助する制度を設けています。

援助が受けられるのは、経済的な事情で教育費の支払いが困難な保護者の方です。援助を希望する方は、教育委員会事務局へご相談ください。

※世帯の所得によっては受けられない場合がありますのでご了承ください。

問合せ 教育委員会事務局
☎82-1230



令和4年度スポーツ安全保険のご案内

3月1日から公益財団法人スポーツ安全協会では、令和4年度スポーツ安全保険の加入受付を開始しています。

※詳しくは公益財団法人スポーツ安全協会ホームページをご覧ください。
(<http://www.sportsanzen.org>)

申し込み ①原則上記WEBサイトから加入

②WEB加入ができない団体に限り、郵便局窓口で払込後、払込受付証明書を添付した加入依頼書を埼玉県支部へ郵送する

対象 スポーツ活動や文化活動等を行う4名以上の団体・グループ
対象となる事故の範囲

団体管理下での活動中（国内）と団体活動への往復中の事故など

掛 金 中学生以下 800円・1,450円・11,000円

高校生以上 800円～11,000円

※活動内容により異なります。

保険期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日

※4月1日以降の申込みは加入依頼書を郵送した消印日と払込日のいずれか遅い日の翌日から有効

補償内容 傷害保険・賠償責任保険・突然死葬祭費用保険

※加入区分により補償金額は異なります。

※必ず、「スポーツ安全保険のしおり」または「あらまし」をよくお読みになり、内容をご確認ください。

※「スポ安ねっと」をご利用の場合はスポーツ安全協会のホームページをご覧ください。

加入依頼書配布場所 教育委員会事務局

問合せ 公益財団法人スポーツ安全協会埼玉県支部

☎048-779-9580



産業観光課からのお知らせ

天空のポピー 2022 開催中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、栽培計画に影響が生じ、イベントの安全な開催が困難であると判断し、5月から6月に実施予定であったポピーまつりの中止を決定いたしました。

開催を楽しみにしていただいた皆さまには大変申し訳ございませんが、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

問合せ 産業観光課 ☎82-1223

